

⑫ 再就職等規制

1 自衛隊員の再就職等規制

公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、平成27年10月から下記の規制が導入されています。

(1) 他の隊員、隊員OBの再就職依頼・情報提供等の規制【法第65条の2】

現職の隊員が、営利企業等に対して他の隊員・隊員OBについての再就職に係る依頼、情報提供等を禁止

(一部例外あり／援護業務に携わる隊員が行うような場合等)

(2) 在職中の利害関係企業等への求職の規制【法第65条の3】

現職の隊員が、利害関係企業等に対して求職活動することを禁止

(一部例外あり／行(一)4級相当以下又は1尉以下の隊員が行うような場合等)

(3) 再就職者による依頼等(働きかけ)の規制【法第65条の4】

再就職した隊員OBが、離職前5年間に在籍した局等組織(官房、局、各幕、各自衛隊、各機関等)の隊員に対して、離職前5年間の職務に属する契約等事務について、離職後2年間、働きかけることを禁止(役職等に応じて上乘せ規制あり)

※ 現職の隊員は、隊員OBによる働きかけを受けた場合、防衛大臣等への届出義務があります。

また、特別職の特殊性を考慮するため、自衛隊員を、定年年齢に基づき次の2つに区分しています。

○ 一般定年等隊員

将官、一部の職域の非任期制自衛官、事務官など定年年齢が60歳以上の隊員

○ 若年定年等隊員

若年定年制自衛官、任期制自衛官など定年年齢が60歳未満の隊員

このうち、一般定年等隊員については、内閣府に置かれる再就職等監視委員会において、若年定年等隊員については、防衛省に置かれる防衛人事審議会再就職等監視分科会において、再就職等規制の遵守状況を監視するとともに、再就職等規制違反の調査を実施することとされています。

○ 通報先

人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室

※頂いた情報は再就職等監視分科会関係者以外の者が接することはありません。

・ 違反情報の受付電話番号

TEL：03-3268-3111 (内線23587) 03-3260-0812 (直通)

メール：kanshi@ext.mod.go.jp

なお、一般定年等隊員に関する違反情報の提供については、内閣府再就職等監視委員会へお願いいたします。

・ 違反情報の受付電話番号 TEL：03-6268-7660～7668

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

⑫ 再就職等規制

2 自衛隊員の再就職情報の届出義務

再就職について透明性を確保するため、防衛省及び内閣において、隊員及び隊員であった者の再就職に関する情報を収集・一元管理し、公表することとされています。

これに伴い、**隊員及び隊員であった者の再就職に関する情報の届出義務**などが規定されています。

在職中にあつては、以下（１）を、離職後２年間は、（２）及び（３）について以下に該当する場合は、再就職情報の届出をする必要があります。

- （１）隊員が在職中に再就職の約束をした場合は、約束後速やかに（原則１週間以内）**届出をする必要があります。**
- （２）管理職隊員（※１）であった者が独法等（※２）の役員等に再就職しようとする場合は、**再就職前に届出をする必要があります。**
- （３）管理職隊員であった者が営利企業等に再就職した場合は、**再就職後速やかに（原則１か月以内）届出をする必要があります。**

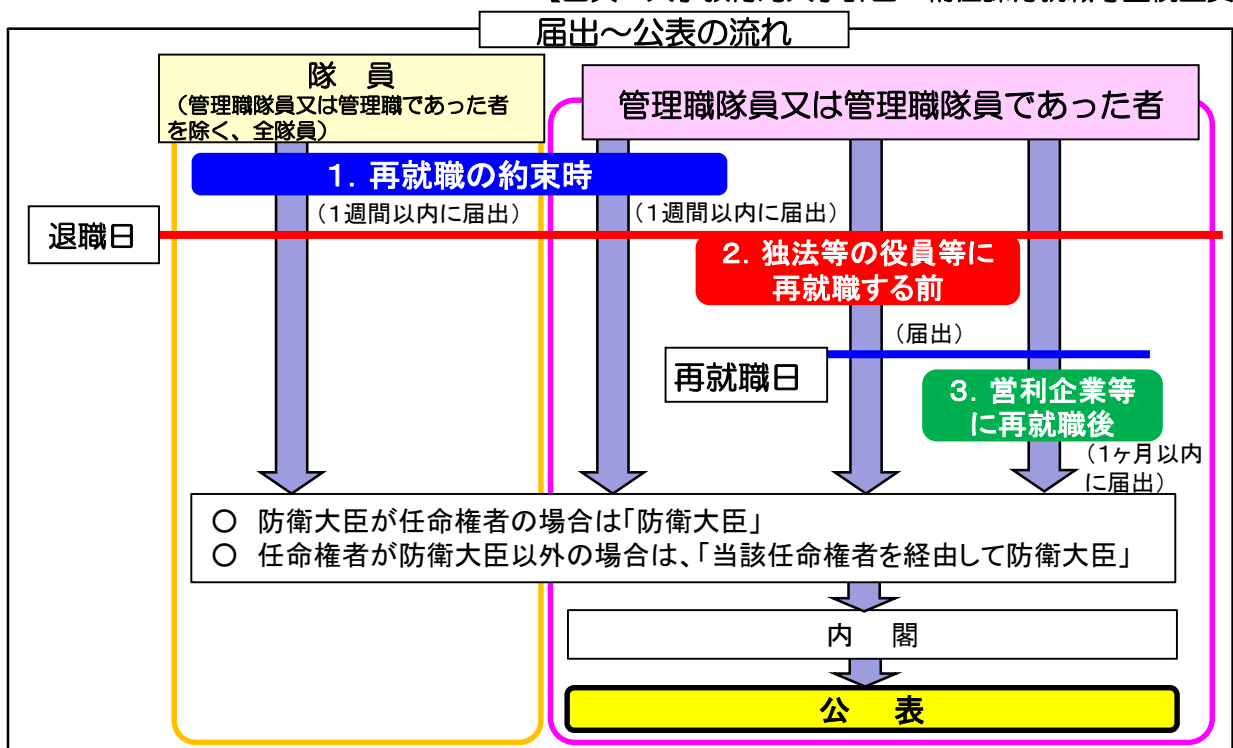
（下図参照）

※１：１佐（三）以上及び行政職（一）７級（相当級を含む。）以上。ただし、１佐（三）及び行政職（一）７級（相当級を含む。）の隊員については、俸給の特別調整額にかかる区分がⅡ種以上の隊員に限る。

なお、離職時に管理職隊員以外の隊員であっても、一度でも管理職隊員であったことのある隊員は含まれる。

※２：行政執行法人以外の独立行政法人並びに特殊法人、認可法人、公益社団法人及び公益財団法人のうち政令で定める法人

【出典：人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室資料】



⑫ 再就職等規制

3 再就職等規制・再就職情報の届出義務に違反した場合

【隊 員】

行為の態様	職務上不正な行為を伴わない場合	職務上不正な行為を伴う場合
他の隊員等に関する情報提供等 あっせん 規制違反	懲戒処分	
他の隊員等を再就職させることの要求又は依頼	懲戒処分	職務上不正な行為をすること等の見返りとして、他の隊員等を再就職させることを要求・約束した場合 刑事罰（3年以下の懲役）
自己に関する情報提供等 求職活動 規制違反	懲戒処分	
自ら再就職することの要求又は依頼	懲戒処分	職務上不正な行為をすること等の見返りとして、自己を再就職させることを要求・約束した場合 刑事罰（3年以下の懲役）
働きかけ 規制違反	働きかけを受け、届け出なかった場合 懲戒処分	働きかけを受け、職務上不正な行為をし、又は相当な行為をしなかった場合 刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
行為の態様	「約束後速やかに」届け出なかった場合	虚偽の届出をした場合
再就職の 届出義務違反	懲戒処分	

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

⑫ 再就職等規制

【再就職した元隊員】

行為の態様	職務上不正な行為を伴わない場合	職務上不正な行為を伴う場合
働きかけ 規制違反	過料 (10万円以下)	隊員に対して職務上不正な行為をするよう働きかけた場合 刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

行為の態様	処分内容	
管理職隊員であった者が 独法等の役員等に再就職しようとする場合 の届出 再就職の 届出義務違反	「再就職する前」に 届け出なかった場合	虚偽の届出をした場合
	過料(10万円以下)	
管理職隊員であった者が 営利企業等に再就職した場合の届出	「再就職後速やかに」 届け出なかった場合	虚偽の届出をした場合
	過料(10万円以下)	